

平成26年度

# 山梨県交通安全実施計画

山梨県交通安全対策会議



## ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、平成26年度に講ずべき、本県における陸上交通の安全に関する施策を定めたものであり、第9次山梨県交通安全計画（平成23年度～平成27年度）の各章の「講じようとする施策」について、第4年次事業として実施するものである。



# 平成26年度 山梨県交通安全実施計画

## 目 次

### 1 道路交通の安全

<b>第1 道路交通環境の整備</b>	1
1 交通安全施設等の整備	1
交通規制課、甲府河川国道事務所、中日本高速道路株式会社、耕地課、 治山林道課、道路整備課、道路管理課、道路公社	
2 交通環境の整備	9
道路管理課、交通規制課、甲府河川国道事務所、子育て支援課、都市計画課	
<b>第2 交通安全思想の普及徹底</b>	15
1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進	15
私学文書課、スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課、社会教育課、 子育て支援課、長寿社会課、交通政策課、交通企画課	
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	21
交通政策課、森林環境総務課、交通企画課、交通指導課、運転免許課	
3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	26
交通政策課	
4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ	26
交通政策課	
<b>第3 安全運転の確保</b>	27
1 運転者教育等の充実	27
運転免許課、甲府保護観察所、関東運輸局山梨運輸支局	
2 運転免許制度の改善	29
運転免許課	
3 安全運転管理の推進	30
交通企画課	
4 自動車運送事業者の安全対策の充実	31
関東運輸局山梨運輸支局	

5	交通労働災害の防止等 -----	3 2
	山梨労働局	
6	道路交通に関する情報の充実 -----	3 3
	甲府地方气象台、甲府河川国道事務所、道路管理課、交通規制課、 関東総合通信局	
<b>第4</b>	<b>車両の安全性の確保</b> -----	<b>3 7</b>
1	自動車アセスメント情報の提供等 -----	3 7
	関東運輸局山梨運輸支局	
2	自動車の検査及び点検整備の充実 -----	3 7
	関東運輸局山梨運輸支局	
3	リコール制度の充実・強化 -----	3 9
	関東運輸局山梨運輸支局	
4	自転車の安全性の確保 -----	3 9
	交通企画課	
<b>第5</b>	<b>道路交通秩序の維持</b> -----	<b>4 0</b>
1	交通指導取締りの強化等 -----	4 0
	交通指導課、高速道路交通警察隊、甲府河川国道事務所	
2	交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化 -----	4 2
	交通指導課	
3	暴走族対策の強化 -----	4 3
	交通政策課、交通指導課	
<b>第6</b>	<b>救助・救急活動の充実</b> -----	<b>4 4</b>
1	救助・救急体制の整備 -----	4 4
	防災危機管理課 消防保安室	
2	救急医療体制の充実 -----	4 5
	医務課	
<b>第7</b>	<b>損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進</b> -----	<b>4 6</b>
1	自動車損害賠償保険制度の充実等 -----	4 6
	関東運輸局山梨運輸支局	

2	損害賠償の請求についての援助等	4 7
	県民生活センター	
3	交通事故被害者支援の充実強化	4 8
	関東運輸局山梨運輸支局、高校教育課	

## 2 鉄道交通の安全

<b>第 1</b>	<b>鉄道交通環境の整備</b>	5 1
1	線路施設、信号、保安設備等の整備	5 1
	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	
<b>第 2</b>	<b>鉄道の安全な運行の確保</b>	5 4
1	全        般	5 4
	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	
2	気象情報等の充実	5 7
	甲府地方気象台	

## 3 踏切道における交通の安全

<b>第 1</b>	<b>踏切道における交通の安全</b>	5 8
1	全        般	5 8
	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	



# 1 道路交通の安全



**第1 道路交通環境の整備**  
**1 交通安全施設等の整備**

実施機関	県公安委員会（警察本部交通規制課）
------	-------------------

**1 実施計画の方針及び重点**

交通事故抑止・事故危険箇所対策・新設道路対策・通学路対策及び交通バリアフリー対策などの各種交通安全対策とともに信号機等交通安全施設の改良・更新等を推進し、地域住民等の安全で安心な生活環境を確保するための道路交通環境整備対策を推進する。

**2 実施計画の内容**

特定交通安全施設等整備事業（平成26年度予算）

区 分	事業量	事業費（千円）
交通管制エリアの拡大等		103,946
交通信号機の改良等	71基	82,058
その他		171,210
合計		357,214

県単交通安全施設等整備事業（平成26年度予算）

区 分	事業量	事業費（千円）
交通信号機	7基	54,737
道路標識	626本	86,436
道路標示	104,285m	72,351
その他		39,298
合計		252,822

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

## 1 実施計画の方針及び重点

交通の安全と円滑化を図るため、公安委員会、関係機関と連携を図り、道路の改良、道路標識及び区画線等の整備を推進する。

## 2 実施計画の内容

道路環境整備事業費 (平成26年度当初)

区 分	事業費 (千円)
一 種	1,371,000
二 種	334,000
計	1,705,000

事業実施の内容 (平成26年度当初)

種 別	工 種	単位	事業量	事業費 (千円)
一 種	自転車歩行者道	m	2,000	531,000
	歩道	m	2,860	375,000
	交差点改良	箇所	4	465,000
	小計			1,371,000
二 種	自動車駐車場 (道の駅)	箇所	1	56,000
	防護柵	km	13.9	90,000
	道路標識	基	0	0
	区画線	km	87.4	92,000
	情報機器	基	15	90,000
	視線誘導標	本	20	6,000
小計			334,000	
計				1,705,000

※ その他、改築・維持修繕・電線共同溝などの各種事業においても、交通安全施設等の整備を推進する。

実施機関	中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>私たちは、常に変革と向上を求め「安心・安全・快適で時代をリードする高速道路空間」を提供します。</p> <p>そのためには、交通安全施設の整備、適切な維持管理、情報提供の充実を図ることで交通事故防止や高速道路の改善をグループ一体で取り組んでいきます。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高機能舗装による路面改良を推進し、安全・安心・快適な高速道路路面を提供する。</li> <li>(2) 道路情報設備やポスター・パンフレットなどの広報物により交通安全に対する啓発を積極的に実施し事故防止を図る。</li> <li>(3) 路上停止の故障車に対しては、後尾警戒と併せて、乗員に高速道路の危険性を説明し、事故の未然防止を図る。</li> <li>(4) ETCレーンにおける安全性の向上に努める。</li> <li>(5) 逆走防止装置を活用し、安全対策を高める。</li> <li>(6) 双葉SAなどの休憩施設で、交通安全に係る啓発活動を積極的に実施する。</li> <li>(7) 警察機関等と一体となった交通安全対策をさらに強化する。</li> <li>(8) 交通安全セミナーを積極的に開催し、事故発生状況や安全のポイントなどを直接お客さまに伝え、安全運転の向上を図る。</li> </ol>	
実施機関	中日本高速道路株式会社八王子支社 大月保全・サービスセンター
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>安全・安心・快適な高速道路の実現に向けて、道路構造物の老朽化・交通量の増加などの環境変化に対応し、交通安全施設の整備、適切な維持管理、交通情報の提供などの充実を図り、安全かつ円滑な道路交通の確保のため、更なる交通安全対策の強化推進を図る。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ETCレーンにおける安全性の向上に努める。</li> <li>(2) 高機能舗装の路面改良により路面湿潤時事故の防止を図る。</li> <li>(3) 逆走防止装置の活用で事故防止を図る。</li> <li>(4) 休憩施設における混雑及び渋滞対策を推進する。</li> <li>(5) 道路構造の保全や交通の危険防止のため、法令違反車両の指導取締りの強化を図る。</li> <li>(6) 交通安全に対する広報物の配付・掲示や交通安全セミナーの実施、談合坂SA等の休憩施設において交通安全啓発活動を実施する。</li> <li>(7) 高速警察隊等と連携し、交通安全対策を推進する。</li> </ol>	

実施機関	県農政部（耕地課）
------	-----------

### 1 実施計画の方針及び重点

農道整備事業は、農産物の流通や地域振興を図る広域農道などの基幹農道から営農の利便性を図る耕作道路などまで、地域の特性を生かした整備を進める。

農道の安全対策については、地域営農の実体を踏まえた中で、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、特に防護柵や標識などの安全施設を重点に整備する。

### 2 実施計画の内容 H26

種 別	地区数	区 分	事 業 量 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	34	農道整備	9,790	1,796,000
		安全施設等整備	一式(内数)	34,400
県単事業	3	農道整備	—	235,541
		安全施設等整備	—	0
合 計				2,065,941

実施機関	県森林環境部（治山林道課）
------	---------------

### 1 実施計画の方針及び重点

林道は、急峻な山岳地帯に位置し、事故の発生要因の多い道路であることから、交通の安全確保を図るため、軟弱路肩、急カーブ、法面の崩落等の改良及び舗装、ガードレール、落石防護施設、標識板等の設置・修繕を行うとともに、大雨、降雪などの異常気象時においては通行規制を実施する。

### 2 実施計画の内容

種 別	区 分	事 業 量		
		路線数(箇所)	延 長 ( m )	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	林道改良	8	1,289	339,000
	林道舗装	6	3,800	208,000
県単事業	林道整備	45	—	74,812
計		59	5,089	621,812

実施機関

県土整備部（道路整備課）

### 1 実施計画の方針及び重点

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路やこれと連携して骨格道路網を構成する地域高規格道路をはじめ、住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

### 2 実施計画の内容

事業名	路線名	事業費(千円)
国道橋りょう改築費	国道140号	3,675,000
県道橋りょう改築費	韮崎南アルプス中央線	525,000
緊急道路整備改築費	国道137号 外60路線	5,357,690
広域連携道路事業費	国道300号 外36路線	1,575,000
県単独道路改築費	富士川身延線 外40箇所	2,327,273
道路橋りょう管理費		1,186
合計		13,461,149

実施機関	県県土整備部（道路管理課）
------	---------------

### 1 実施計画の方針及び重点

緊急輸送路に指定されている道路を中心に防震災対策工事を実施して、安全性・信頼性の高い道路網の形成を図る。

### 2 実施計画の内容

事業名	路線名	事業費（千円）
緊急道路整備修繕費	国道358号 外62路線	2,801,573
道路修繕費	国道137号 外13路線	472,080
広域連携道路修繕費	国道140号 外15路線	476,794
合 計		3,750,447

実施機関	県県土整備部（道路管理課）
------	---------------

### 1 実施計画の方針及び重点

歩行者、自転車利用者の保護を重点とし、歩道、自転車歩行者道等の整備をはじめ、道路標識、防護柵及び安全照明等を整備する。

### 2 実施計画の内容

#### (1) 緊急道路整備事業（交通安全関係）

区 分	事業量	事業費（千円）
歩道	1.20 km	743,400
自転車歩行者道	1.12 km	79,800
交差点改良	8箇所	439,950
道路情報提供装置	1基	15,750
安全施設	1式	113,967
合 計		1,392,867

(2) 県単独交通対策道路事業

区 分	路 線 名 等	事 業 費 (千円)
交通安全施設 (歩道設置等)	国道139号外18路線	337,568
事故危険箇所対策	5箇所	28,000
標識・区画線修繕・防護柵	国道300号外	75,733
その他 (照明等)		124,096
合 計		565,397

実施機関

山梨県道路公社

### 1 実施計画の方針及び重点

道路を常時良好な状態に保つよう努めるとともに、道路施設の整備を実施するなど、交通の安全と円滑化を図る。

### 2 実施計画の内容

(単位：千円)

区 分	単位	平成25年度実績		平成26年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防護柵設置	km	0	0	0.1	2,000
区画線設置	km	10	7,300	10	4,000
舗装補修	m2	3,650	16,737	3,000	15,000
道路情報板設置	km	2	36,424	0	0
緊急時一般車 進入防止ゲート	基	0	0	0	0
合 計			57,922		21,000

## 2 交通環境の整備

実施機関	県県土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）
<p><b>1 実施計画の方針及び内容</b></p> <p>交通事故を防止するための各種交通安全対策を推進し、交通事故総量の抑制を図るとともに、地域住民等の安全な通行権の確保など安全で住みよい生活環境を確保するための各種対策を推進する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 歩行者等の安全通行の確保</p> <p>ア 歩行空間のバリアフリー化の推進 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、新バリアフリー法による安全かつ安心して歩行できる空間の確保対策を推進する。</p> <p>イ 通学路対策の推進 通学路に対し、児童、生徒が安心かつ安全に通園、通学することができる通学路の確保対策を推進する。</p> <p>(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保</p> <p>ア 事故危険箇所対策の推進 第3次社会資本整備重点計画（平成24年度～28年度）における事故危険箇所（県管理27箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故要因に沿った効果的な各種対策を推進する。</p> <p>イ ハード・ソフト一体になった駐車対策の推進 違法駐車は、幹線道路等における交通渋滞を悪化させる要因となるだけでなく交通事故の要因ともなっている。こうしたことから、幹線道路の交通の安全と円滑化を図るため地方公共団体等と連携し集中的に整備を図る。</p> <p>(3) 交通安全施設の整備</p> <p>ア 施設の改良・更新 道路交通環境の変化や信号機等交通安全施設の老朽化等による施設の機能低下・故障等に対応するため、信号機改良や施設更新等の事業を推進する。</p> <p>イ 高度道路交通システム（ITS）の推進 新交通管理システム（UTMS）等の整備促進するため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）の整備を進めるほか道路交通情報通信システム（VICIS）の拡大整備を推進する。</p> <p>(4) 災害対策基本法に基づく交通規制等の措置の強化</p> <p>災害発生時は、緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。 また、平成14年度から警察庁と全国の交通管制センターとネットワーク化を図り、広域交通管制が整備されたことから災害対策基本法に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に行うため、信号制御や災害用規制標示により、被災地への車両の流入を</p>	

抑制するとともに、迂回指示や広報を行い、併せて災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する交通情報板等や停電の際に自動的に信号機を点灯させる交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

(5) 道路法に基づく交通規制等の措置の推進

- ア 道路構造との関係において、必要とされる車両の通行制限違反に対する指導取締りを強力に実施する。
- イ 災害、異常気象等に伴う交通事故の発生を防止するため、関係機関と協力して異常気象、地すべり、落石等の車両の通行に危険を及ぼすおそれのある場合の交通規制に関する基準に基づき適切な交通規制を実施する。
- ウ 車両積載物の落下防止等の措置制限に基づき積載の不適当車両の取締りを強化する。

## 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 歩行者等の通行の安全確保
- (2) 幹線道路等における交通の安全と円滑化
- (3) I T化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (4) 交通安全施設の整備・更新
- (5) 道路占用の適正化
- (6) 道路法に基づく通行の規制又は制限

## 2 実施計画の内容

- (1) 歩行者等の通行の安全確保
  - ア あんしん歩行エリア対策の推進  
歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために、交通安全施設の整備を推進する。
  - イ 歩行空間バリアフリー化の推進  
乗降者数の多い主要駅及び県内の高齢者の施設や学校周辺等において、歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善を推進する。
  - ウ 安全・快適な歩行者通行及び自転車利用環境の整備  
車両と歩行者等の交通が分離されていないため歩行者等の交通事故が発生する恐れが大きいと認められる道路及び通学路など、整備が必要と認められる道路について歩道・自転車道等の整備を推進する。
- (2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保
  - ア 第3次社会資本整備重点計画（平成24年度～28年度）における事故危険箇所（直轄17箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故原因に沿った効果的な各種対策を推進する。
  - イ 「事故ゼロプラン」に基づいて選定した事故対策が優先的に必要な箇所（直轄H22：37箇所、H23：3箇所、H25：120箇所）について、事故原因に沿った効果的な各種対策を推進。
- (3) 交通安全施設の整備・更新
  - ア 区画線の老朽化に伴う更新を実施する。
  - イ 道路標識の更新整備等を継続して推進する。
- (4) 道路占用の適正化
  - ア 道路占用の許可は、道路法に基づく道路占有許可基準により、厳正に取り扱うものとする。特に、新規の道路占有については、必要上やむを得ない場合の他許可しない方針とする。
  - イ 道路上の商品の陳列、のぼり旗、自動販売機、捨て看板等の不法占有物件等通行の妨げになっているものについて、その道路の管理者のみでなく、所轄警察署警察官、関係市町村職員、商工会議所責任者等の協力により道路パトロールを強化し、その排除に努める。
  - ウ 道路環境の整備、道路占用の適正化を図るため、沿道住民及び道路利用者に広報を通じて道路愛護思想の普及を図る。
  - エ 道路の掘削を伴う工事については、無秩序な掘り返し、沿道への公害及び事故防止を図るとともに、道路利用者の不便を緩和するため、「国道占有企業者協議会」を活用し、工

事の施工時期を調整し、工事施工者に対して、保安上必要な措置を講じさせるなど、安全確保のための措置について指導監督を強化する。

(5) 道路法に基づく通行の規制又は制限

道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、必要に応じ下記の規制又は制限を行う。

ア 道路法第46条関係

① 異常気象等により交通が危険であると認められる場合

平素から住民並びにドライバーに理解と協力を訴え、警察関係、報道関係等の協力を得て、規制するものとする。

② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

道路情報等を出すとともに、工事案内標識、交通整理員又は信号機、その他の保安施設を配置し、工事中の交通事故防止に努める。

イ 道路法第47条関係

車両制限令による車両の幅、重量、高さ、長さ等のいずれかが最高限度を超える車両の取締を実施する。

実施機関	県福祉保健部（子育て支援課）
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用  (2) 安全な遊び場の確保</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用</p> <p>児童館等は、児童福祉法（第40条）による児童厚生施設であり、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にしているが、児童の交通事故防止にも資するものである。</p> <p>平成26年4月1日現在、児童館等は67カ所設置されている。（甲府市6カ所、甲州市2カ所、山梨市3カ所、大月市1カ所、韮崎市4カ所、南アルプス市6カ所、甲斐市10カ所、笛吹市6カ所、北杜市5カ所、中央市11カ所、南部町2カ所、昭和町4カ所、西桂町1カ所、富士河口湖町2カ所、忍野村1カ所、身延町1カ所、富士川町2カ所）</p> <p>(2) 安全な遊び場の確保</p> <p>ア 愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家活用</p> <p>愛宕山こどもの国は、児童を交通事故から守るとともに、みどりと太陽の美しい自然環境の中で、子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、健全な心身と豊かな情操を養うことを目的に設置してある。</p> <p>広さ約45ヘクタールの敷地内に、科学館、自由広場、キャンプ場、変形自転車広場、芝生広場、少年自然の家等の施設、設備がある。</p> <p>本年度も引き続き、次のことを促進する。</p> <p>① 愛宕山こどもの国及び少年自然の家の利用促進（宿泊定員150人）  ② 遊具、変形自転車利用者の安全指導  ③ 青少年の健全育成に資するイベントの促進（愛宕山子どもフェスティバル、ファミリーサマーキャンプ、あたごやま自然たんけん隊、あたごやまでクリスマス会など）  ④ 施設・設備の維持管理</p> <p>イ 企業のグラウンド、空き地等の社会資源を活用するなかで、児童が安心して遊べる魅力的な遊び場の確保のための事業の推進を図る。</p>	

実施機関

県県土整備部（都市計画課）

○ 都市公園の整備

1 実施計画の方針及び重点

交通弱者である老人や子供のスポーツ・レクリエーション施設、又、遊び場を確保すると共に地震災害時に復旧・復興の活動拠点となることから、防災機能の強化を推進する。

2 実施計画の内容

(1) 都市公園の整備（平成26年度当初）

区 分	事業費（千円）	備 考
大規模公園	274,867	3箇所（富士北麓、富士川クラフト、曾根丘陵）
都市基幹公園	310,005	2箇所（小瀬スポーツ、笛吹川フルーツ）

(2) 子供の遊び場の確保及び防災公園の整備

レクリエーション施設の拡充及び都市環境の改善に資するため、都市計画上の観点から規模及び配置を考慮しつつ、都市公園の整備に努める。

また、安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興の活動拠点となる公園の防災機能の強化を進める。

○ 都市計画道路の整備

1 実施計画の方針及び重点

都市部における自動車・自転車・歩行者の交通環境の安全性と快適性を確保するために、街路整備事業（都市計画道路の整備）を推進する。

2 実施計画の内容

平成26年度当初

（街路事業）

区 分	路線数・箇所数	事業費（千円）	備 考
県 施 行	15路線 21箇所	2,267,133	
市町村施行	4路線 5箇所	2,123,205	
計	19路線 26箇所	4,390,338	1路線重複 別箇所

平成26年度当初

（区画整理事業）

市町村等施行	箇所数	事業費（千円）	備 考
計	1箇所	1,140,000	

## 第2 交通安全思想の普及徹底

### 1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進

実施機関

県総務部（私学文書課） 県教育委員会（スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課）

#### ○ 学校における交通安全教育の機会の確保

##### 1 実施計画の方針及び重点

(1) 教科、道徳、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。

##### 2 実施計画の内容

- (1) 「体育」「保健体育」等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。
- (2) 道徳教育においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。
- (3) 特別活動（学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。
- (4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する指導等を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。

#### ○ 学校における交通安全教育の充実

##### 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立
- (2) 児童生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫
- (3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携

##### 2 実施計画の内容

- (1) 交通事故防止の積極的推進
  - ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。
  - イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。
  - ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。
  - エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。
- (2) 登下校時の安全管理
  - ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。
  - イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。
  - ウ 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。
  - エ 自転車の整備、点検指導を徹底する。
  - オ 高校生の原動付自転車等の安全運転指導を徹底する。

(3) 各種講習会、研修会等の開催

- ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。
- イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

(4) 交通安全指導のための事業推進

- ア 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。
- イ 県交通安全協会等の主催する「中学生交通安全弁論大会」に協力する。
- ウ 県交通安全協会等の主催する「二輪車安全運転山梨県大会」に協力する。
- エ 県二輪車安全運転推進委員会の協力を得て、高等学校ごとに二輪車安全運転講習会を開催する。
- オ 県自転車軽自動車商共同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。
- カ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。
- キ 高校生の“交通事故・違反「0」3か月運動”を設定し、交通安全意識の高揚を図る。
- ク セーフティードライブ・チャレンジ123への積極的な参加を図る。

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p><b>○ 生涯各期にわたる交通安全教育の機会の確保と充実</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>交通安全教育の徹底は、人命尊重に基づく住みよい地域づくりに欠くことのできないものであり、社会教育への要請と期待はますます高まっている。</p> <p>このため、交通弱者といわれる高齢者や、幼児をもつ親を対象とした学級・講座をはじめ生涯各期にわたる各種の学習機会を利用して、交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚と実践化を図る。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 子どもをもつ親を対象とする交通安全教育の推進</p> <p>ア 家庭教育推進事業における各種子育て講座で啓発するとともに、テレビ番組「子育て日記」に安全教育に関する情報を発信する。</p> <p>イ 私立幼稚園PTA連合会、保育所保護者連合会の学習会に、幼児のための安全指導を取り入れるよう働きかける。</p> <p>(2) 青少年・女性・成人を対象とする各種講座における交通安全思想の普及・徹底</p> <p>ア 青少年対象 青少年地域活動（仲間づくり、奉仕活動、地域づくり）等をとおして、交通安全意識の高揚と実践を図る。</p> <p>イ 女性対象 女性団体の活動、ボランティア活動等における学習と安全運動への参加促進を図る。</p> <p>ウ 成人対象 各種団体指導者研修等において、交通安全を促し、交通安全運動の輪を広げるよう努める。</p> <p>(3) 高齢者を対象とする交通安全思想の普及・徹底</p> <p>とくに高齢者には「山梨ことぶき勸学院」における学習講座をとおし、交通安全に対する関心を高め自ら実践する態度をかん養する。</p> <p><b>○ 地域社会における交通安全教育の推進</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>地域社会の実情に即した交通事故防止の徹底を図るため、各種公民館活動や地域の社会教育関係団体の活動を指導援助するなかで、交通安全思想の普及と実践化を促進する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 青少年団体、女性団体、成人団体等に対し、交通安全思想の普及徹底を図るための学習と安全活動への参加を促進する。</p> <p>(2) 少年自然の家・青少年自然の里や、市町村の公民館等社会教育施設における事業等をとおして、交通安全思想の普及徹底を図る。</p>	

実施機関	県総務部（私学文書課） 県福祉保健部(子育て支援課) 県教育委員会(スポーツ健康課)
<p><b>○ 幼児の交通安全教育の徹底</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 幼稚園・保育所（園）における交通安全指導の徹底</p> <p>(2) 幼稚園・保育所（園）における交通安全対策の確立</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 幼稚園・保育所（園）における交通安全指導の徹底</p> <p>ア 幼児の生活の中に、交通規則を守り安全に留意する習慣の形成を年齢差や個人差に基づいた日常の指導をとおして図る。</p> <p>イ 教師・保育士を対象とした交通安全の講習会・研修会を開催し、指導の徹底を図る。</p> <p>(2) 幼稚園・保育所（園）における交通安全対策の確立</p> <p>ア 幼児の登降園の途上における安全の確保を図る。</p> <p>イ 保護者、地域社会及び警察等関係機関との連携を密にし、特にチャイルドシートの着用効果の啓発や正しい着用の徹底を図り、幼児の事故防止を図る。</p>	

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p><b>○ 青少年に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>青少年に対する交通安全思想の普及と意識啓発の徹底</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>青少年及び青少年健全育成関係者に対する交通安全思想の普及・啓発</p> <p>(1) 青少年育成山梨県民会議及び市町村民会議、青少年育成カウンセラー等の実施する青少年健全育成活動を通して、地域の青少年に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(2) 青少年育成指導者や青少年で構成される青少年関係団体が行う事業活動を通じて、その構成員や事業参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(3) 「青少年非行・被害防止県民大会」等の各種イベントにおいて、その参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p>	
実施機関	県福祉保健部（長寿社会課）
<p><b>○ 高齢者に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>老人クラブ等における交通安全思想の普及・啓発</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>老人クラブ等における交通安全思想の普及・啓発</p> <p>(1) 老人クラブ活動の中に、交通安全活動を位置づけ、関係団体と連携した実践活動を推進し、安全行動の日常化を図る。</p> <p>(2) 交通安全の講習会、研修会等への高齢者の積極的な参加の促進を図る。</p>	

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課）
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 豊富な教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進  (2) 交通安全指導體制の充実強化  (3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 豊富な教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進</p> <p>ア 交通安全教育施設「学習ルーム・体験コース」、交通安全教育車「さちかぜ号」を活用して、交通ルールやマナーをわかりやすく、楽しみながら学べるように努めるとともに、将来的展望に立ち、幼児、小・中学生の成長段階に応じた交通安全意識を高めることで、地元での先輩・後輩関係の中に体験等を活かしていけるよう交通安全教育・指導を行う。</p> <p>イ 老人クラブ等の活動場所や老人ホーム等に交通安全教育車「さちかぜ号」や警察官等が赴いて、交通安全思想の向上を図るとともに、夜間に高齢者交通安全教室を実施し、反射材の効果テストを実施するなど、事故事例の説明、参加・体験型交通安全教育の実施に努め、わかりやすく、実感できる交通安全知識を提供する。</p> <p>(2) 交通安全指導體制の充実強化</p> <p>ア 県下32カ所の高齢者事故抑止対策モデル地域内において重点的な交通安全教育を実施する。</p> <p>イ 身体障害者に対しては、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供に努める。さらに、身体障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。</p> <p>ウ 安全で良好なコミュニティの形成を図るため、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みづくり、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検等により、住民参加型の交通安全活動を推進する。</p> <p>(3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備</p> <p>ア 県内の保育園、幼稚園及び小学校の新入学児童全員に交通安全読本を配布し、家庭、保育園・幼稚園並びに小学校を通じての交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 交通安全教育の効果的な推進を図るため、資機材の整備、ビデオ等の貸し出し、啓発用品の配布を行う。</p> <p>ウ 交通安全活動用テキストの作成により交通安全教育を行う者の指導力を向上させるなど、効果的な交通安全教育を推進する。</p>	